



水路通報

第 4 6 号

平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日

海上保安庁

(小改正: 7 2 6 項 ~ 7 4 1 項 一時関係等: 5 6 3 0 項 ~ 5 6 4 0 項)

索引	2 頁
小改正通報(水路図誌の小改正に係る事項)	3 頁
一時関係及び予告通報(水路図誌の一時的な改補に係る事項)	7 頁
航行警報有効一覧	14 頁
出版(水路図誌の刊行に係る事項)	16 頁
参考情報(船舶交通の安全及び能率的な運航のために必要な事項)	- 頁
お知らせ	17 頁

航海上重要な事項(新たな浅所、航路標識の異変等)及び水路図誌の内容を訂正する必要がある事柄を発見したときは、速やかに下記又は最寄りの海上保安官署に連絡して下さい。

また、水路通報、航行警報に関して質問等がある場合は、下記までお問い合わせ下さい。

海上保安庁 海洋情報部 航海情報課 水路通報室

〒100 - 8932 東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1

電 話 03 - 3595 - 3647

ファクシミリ 03 - 3595 - 3571

Eメール jcg-tuho@navarea11.go.jp

- ・水路通報は、同じ内容のものをインターネット・ホームページからも入手できます。
- ・水路通報に掲載している小改正通報、一時関係通報及び予告通報は、同じ発行日の電子水路通報と同じ内容です。
- ・インターネット・ホームページから印刷した水路通報(補正図を含む)は、紙版水路通報に替えて使用できます。
- ・インターネット・ホームページから印刷した補正図については、利用者が使用する機器の性能及びインクの性状によって、必ずしも紙版水路通報の補正図と全く同一の成果を得ることはできませんので、ご了解の上、利用者の責任において使用して下さい。

インターネット・ホームページアドレス

水路通報(毎週金曜日更新) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/tuho/nm.html>

航行警報(毎日更新) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

- 備考 (1) 詳細については、第三管区海上保安本部交通部航行安全課に問い合わせられたい。
電話 045-211-1118(代表)
- (2) 上記に関する海図補正については、W90及びJP90は、平成29年12月15日改版し、
W66、JP66、W67、JP67、W91、JP91、W1083、JP1083、W1085、JP1085、W1065、JP1065、
W1067、JP1067、W1086、JP1086、W1087、JP1087、W1088、JP1088、W55、W1081、
JP1081、W1061、JP1061、W1062、JP1062及びJP5510は、平成30年2月9日改版する予定
である。
- (3) 上記平成29年12月15日改版のW90及びJP90は、平成30年1月31日施行の船舶交通ルールを
記載している。
平成30年1月30日までは、従前の海図を使用すること。
従前のW90[平成22年7月1日刊行]、JP90[平成22年7月1日刊行]は、平成29年12月15日から
海図番号に接頭語「X(エックス)」を付け、XW90、XJP90として最新維持を行い使用する
こと。
同海図は平成30年1月31日に廃版する。
- 海 図 W 6 6 (INT 5301) - J P 6 6 - W 6 7 - J P 6 7 - W 9 1 - J P 9 1 - W 1 0 8 3 -
J P 1 0 8 3 - W 1 0 8 5 - J P 1 0 8 5 - W 1 0 6 5 (INT 5305) - J P 1 0 6 5 -
W 1 0 6 7 - J P 1 0 6 7 - W 1 0 8 6 - J P 1 0 8 6 - W 1 0 8 7 - J P 1 0 8 7 -
W 1 0 8 8 - J P 1 0 8 8 - W 5 5 - W 1 0 8 1 (INT 5306) - J P 1 0 8 1 -
W 1 0 6 1 (INT 5303) - J P 1 0 6 1 - W 1 0 6 2 (INT 5304) - J P 1 0 6 2 -
W 9 0 (INT 5302) - J P 9 0 - J P 5 5 1 0
- 出 所 平成29年政令第265号、第266号、平成29年国土交通省令第64号

29年5634項(P) 南方諸島 - 大島西方 推薦航路設定、バーチャルAIS航路標識
設置

下記のとおり、推薦航路が設定され、平成30年1月1日0900から施行される。

(推薦航路の中心線)

- 区 域 2地点を結ぶ線上 (1) 34-48-00N 139-17-00E
(2) 34-42-12N 139-10-00E

(バーチャルAIS航路標識設置)

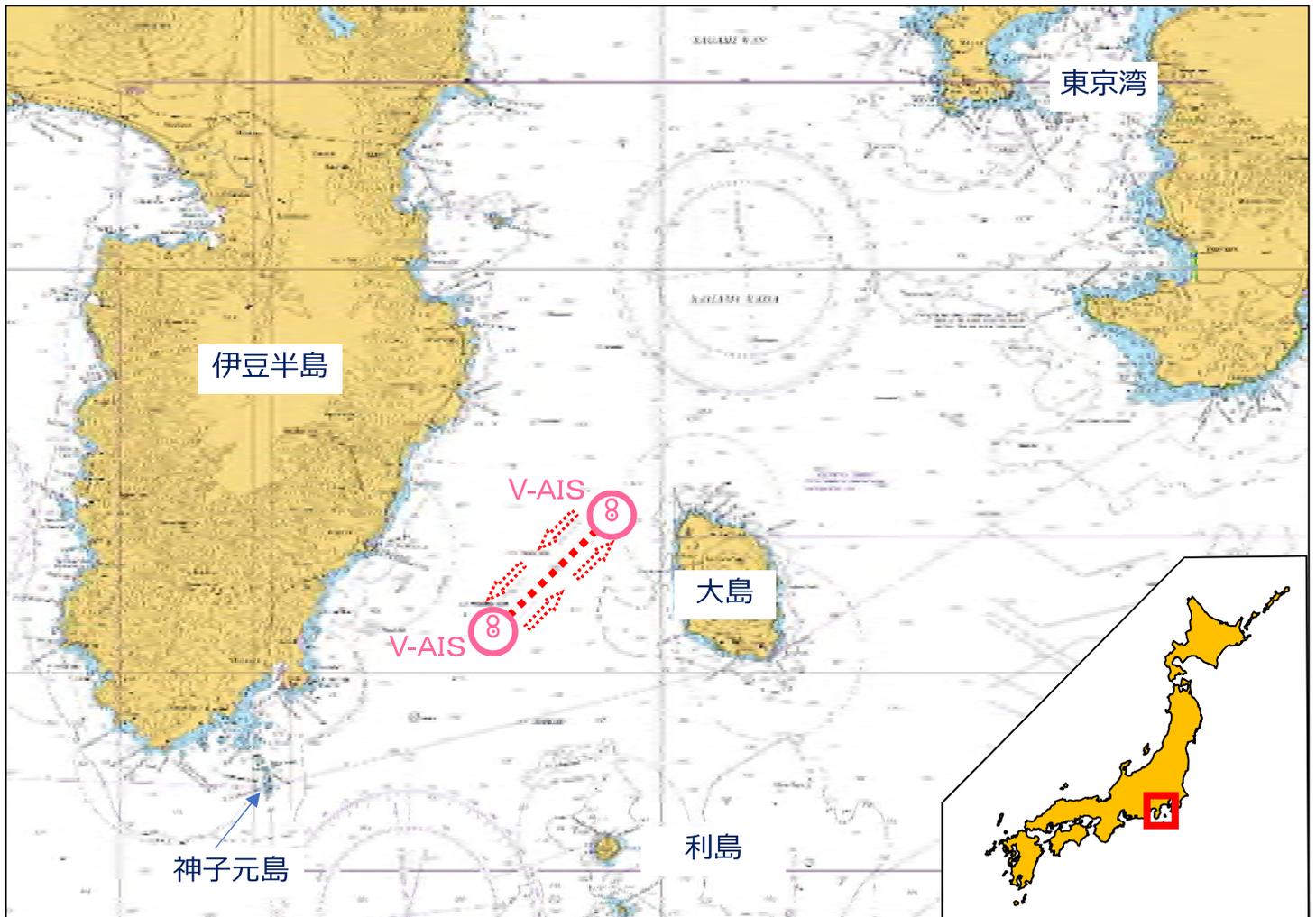
- 位 置 伊豆大島西岸沖推薦航路北方バーチャルAIS航路標識(安全水域標識)
(3) 上記(1)位置
- 位 置 伊豆大島西岸沖推薦航路南方バーチャルAIS航路標識(安全水域標識)
(4) 上記(2)位置

- 備考 (1) 推薦航路の中心線右側を航行されたい。
(2) 上記に関する海図補正については、水路通報30年1号(平成30年1月5日)により通報する
予定である。

海 図 W 1 0 6 6 - W 1 0 7 8 - W 5 1 - W 8 0 - J P 8 0 - W 6 1 B (INT 5202) -
W 8 1 (INT 5203)

出 所 IMO SN回章335、交通部

平成30年1月1日伊豆大島西岸沖に推薦航路を設定します。
安全な航海のため、推薦航路中心線の右側通航をお願いします。



- 平成30年1月1日世界標準時00:00（日本時間09:00）から伊豆大島西岸沖に推薦航路を設定します。
- 推薦航路とは、SOLAS条約に基づく、中心線を示した限定されない幅の航路です。
- 伊豆大島西岸沖を通航する船舶は、中心線の右側を航行してください。
- 推薦航路の北端と南端には、バーチャルAISによりシンボルマーク（※）が表示されます。
推薦航路北端：北緯34度48分00秒 東経139度17分00秒
推薦航路南端：北緯34度42分12秒 東経139度10分00秒
- （※）バーチャルAIS（V-AIS）とは、レーダーや電子海図上でシンボルマークを仮想表示させる航路標識です。
AISを搭載していない船舶には、シンボルマークは表示されませんのでご注意ください。
- 海図利用者は水路通報により情報を入手して海図の更新をお願いします。

（水路通報のホームページはこちら） <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/tuho/nm.html>

【お問い合わせ先】 〒231-8818 横浜市中区北仲通5-57
第三管区海上保安本部 交通部航行安全課 045-211-1118